

2. 訪問系サービス



2. 訪問系サービス



- (1) 重度訪問介護
- (2) その他(経過措置)

目次

Agenda

（１）重度訪問介護

１．入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

【現行】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分6の障害者



【見直し後】

- ・ 重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4・5・6の障害者

２．熟練従業者による同行支援の見直し

（新設）重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

現行の新規採用者向け同行支援及び上記新設の同行支援ともに、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

（３）その他（経過措置）

1. 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

2. 居宅介護の居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

3. 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型GH、日中サービス支援型GH）

令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。